

※必要事項の記入漏れ・添付書類の不足などがあると交付要件の確認ができず、給付金の交付が遅れることや交付できない場合があります。

熊本県奨学のための給付金交付申請書									
【重要】 ②必ず内容を確認して✓を付けてください。					令和 4 年 □ 月 1 日				
次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。 ☐ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。 ☐ この申請書に虚偽の記載があった場合は、給付金を返還する必要があります。 ☐ 私は熊本県以外の都道府県に奨学のため進学しています。 ☐ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法（母子生活支援施設の高中生等を除く）に該当します。					①以下のとおり記入してください。 (ア) 7月1日以前に家計急変した場合は、 <u>7月1日</u> と記入してください。 (イ) 7月2日以降に家計急変した場合は、 <u>家計急変が発生した月の翌月1日</u> を記入してください。ただし、月の初めに家計が急変した場合は、その日を記入してください。 【例】 ・8月1日失職の場合、8月1日と記入 ・9月21日から減収の場合、10月1日と記入				
③該当する申請区分に✓をつけ、家計急変が発生した月を記入してください。									
☐ 家計急変（□月から家計急変のため、別紙申立書を提出します。）									
ふりがな					高校生等との関係		④申請者は、保護者等になります。氏名・住所等を記入してください。		
申請者氏名					☐ その他（ ）				
申請者住所		〒 — — — — — TEL — — — — —							
【1 対象となる高校生等について】									
ふりがな					⑤対象となる高校生等について記入してください。				
氏 名		生年月日 — 年 — 月 — 日							
在学する学校	学校の名称				課程	☐ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制			
	学校の所在地	都道府県			⑥該当する課程に✓してください。				
	在学期間	年 月 日 ~ 年 月 日		学年	年		在学中に給付金を受給した回数 回		
過去の高等学校等における在学期間	学校名				学校の種類・課程・学科	在学時に給付金を受給した回数 回			
	学校名				学校の種類・課程・学科	在学時に給付金を受給した回数 回			
⑦在学中に給付金を受給した回数を記入してください。 ※今回の申請分及び前倒し給付は含まないでください									
【2 生活保護（生業扶助）の受給状況について】 基準日現在の世帯の状況について該当する□にレ点を付けてください。									
①	☐	生活保護法（昭和25年法律第144号）第3条第1項第1号に該当するため、生活保護受給証明書を提出している。							
②	☐	生活保護法（昭和25年法律第144号）第3条第1項第2号に該当していません。							
→ 裏面【3 保護者等について】									
【重要】 ⑧基準日現在の生活保護の受給状況について、該当する項目に✓を付けてください。 <生活保護を受給されている場合> 【添付書類】生業扶助受給証明書 (裏面も記入してください。)									

申請書の記入例（裏）

【3 保護者等の収入の状況について】

（１）次の者の課税証明書等を提出します。基準日現在で該当する□にレ点を付けてください。

①	☐	親権者（両親）2名分 又 ※生徒が在学中に成人した場合
②	☐	親権者1名分 （親権者が ・離婚、死別等により親権者が1名 ・親権者が存在するものの、家庭の
③	☐	未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人 ※未成年後見人が法人である場合
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない

⑨課税証明書等を添付する保護者等について、該当する項目に✓を付けてください。【必須】
※保護者等については、高等学校等就学支援金の申請と同一の方となります。
【添付書類】保護者等全員の課税証明書等

⑩課税証明書等を添付する保護者等の氏名・続柄を記入してください。【必須】

（２）課税証明書等を提出する保護者等の氏名及び生徒との続柄を記入

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
(ふりがな)		(ふりがな)	

上記保護者等のその年の1月1日現在（前倒し申請の場合は、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所（日本国内に住所を有していない場合には、□にレ印を付けてください。）

※課税証明書等を提出する場合や新規で個人番号カードの写し（マイナンバー）を提出する場合は、記入不要です。

都 道 府 県	市 区 町 村	都 道 府 県	市 区 町 村
☐ 日本国内に住所を有していない。		☐ 日本国内に住所を有していない。	

【4 扶養親族の状況について】

当該世帯に基準日現在、対象となる高校生等以外に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、記入してください。※家計急変申請の場合は、申請者の扶養親族全員を記入してください。

扶養親族の状況	対象生徒から見た続柄	氏名	生年月日	職業・学校名学年等	課程等	備考
	兄・姉・弟・妹・その他（ ）				☐ 通信制又は専攻科 ☐ 上記以外	
	兄・姉・弟・妹・その他（ ）					
	兄・姉・弟・妹・その他（ ）					

⑪申請者の扶養親族全員を記入してください。【必須】
【添付書類】健康保険証の写し等

【5 振込口座の届出】

口座振替払	金融機関名	銀行・農協 信用金庫 信用組合	支店名	本店 支店・支所 出張所	金融機関・支店コード
	預金種別	1 普通 2 当座	口座番号	フリガナ	

※振込口座が確認できる書類（通帳の表紙や
※申請者以外の者の口座を指定する場合、

⑫振込を希望する口座情報を記入してください。【必須】
【添付書類】通帳表紙又はキャッシュカードの写し等
＜申請者以外の者の口座を指定する場合＞
【添付書類】熊本県奨学のための給付金受領委任状

家計急変事由別の添付書類例

☐ 減収

- ・申立書
- ・所得課税証明書(個人用で控除額が確認できるもの)
- ・扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの(保険証等)
- ・家計急変後の所得見込証明書(向こう1年間分)
提出できない場合は家計急変後の会社発行の給与明細(3ヶ月分)
- ・(事業所得者の場合)急変後向こう1年間の事業所得見込証明書

☐ 失職

- ・申立書
- ・所得課税証明書(個人用で控除額が確認できるもの)
- ・扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの(保険証等)
- ・離職票2又は雇用保険受給資格者証(離職日、離職区分(離職コード)が確認できるもの)
- ・離職後に再就職している場合は、会社発行の給与見込み証明書(向こう1年間分)
提出できない場合は給与明細(3ヶ月分)

☐ 死別・離婚

- ・申立書
- ・所得課税証明書(個人用で控除額が確認できるもの)
- ・扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの(保険証等)
- ・戸籍全部事項証明書(親権者と子が確認できるもの)
※家計急変後の所得を確認する書類は不要です。

☐ 疾病

- ・申立書
- ・所得課税証明書(個人用で控除額が確認できるもの)
- ・扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの(保険証等)
- ・診断書又は通院の事実がわかる書類(3ヶ月分)
- ・疾病に係る減収の場合は、家計急変後の会社発行の給与見込証明書(向こう1年間分)
提出できない場合は給与明細(3ヶ月分)

☐ 被災

- ・申立書
- ・所得課税証明書(個人用で控除額が確認できるもの)
- ・扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの(保険証等)
- ・罹災証明書
※家計急変後の所得を確認する書類は原則不要です。

家計急変の事由や内容によって、必要な書類は異なります。
家計急変での申請を検討されている方は、高等学校等へお尋ねください。
上記以外にも書類の提出を依頼する場合があります。